

岡山県公報		発行	岡山県		
目次		担当課（室）		目次	担当課（室）
【告示】 ○ 特定施設の設置許可申請 ○ 指定障害福祉サービス事業者の指定 ○ 指定居宅サービス事業者の指定 ○ 指定居宅サービス事業者等の指定 ○ 指定介護療養型医療施設の指定の辞退 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新 ○ 身体障害者手帳交付のための診断をする医師の指定及び辞退 ○ 保安林の指定の解除 【公告】 ○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請 ○ 〃 ○ 〃 ○ 岡山県医療審議会からの答申 ○ 平成三十年度定期種畜検査に係る種畜証明書の交付 ○ 一般競争入札の実施 【公安委員会】	環境管理課 指導監査室 〃 〃 〃 健康推進課 障害福祉課 治山課 県民生活交通課 〃 〃 医療推進課 畜産課 警察本部会計課	〇 警備業法に基づく検定 〃 〇 警備業法に基づく審査 〇 年少射撃資格講習会の開催 〇 猟銃等講習会の開催	生活安全企画課 〃 〃 〃 〃		

◎岡山県告示第四百三十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年八月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 フェニテックセミコンダクター株式会社

住 所 井原市木之子町150番地

氏 名 代表取締役社長 谷 英昭

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 フェニテックセミコンダクター株式会社第一工場

所在地 井原市木之子町6833番地

平成30年8月3日 岡山県公報 第12013号

(3) 特定施設に関する事項

区 分		新 設		新 設		新 設		新 設		廃 止	
種 類		63－ホ 金属製品製造業又は機 械器具製造業（武器製 造業を含む。）の用に 供する廃ガス洗浄施設 （P－25）		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（161）		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（162～ 164）		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（165）		63－ホ 金属製品製造業又は機 械器具製造業（武器製 造業を含む。）の用に 供する廃ガス洗浄施設 （P－15、16）	
能 力		循環ポンプ出力 2.2kW		シリコンウエハー 50枚／回		同左		同左		循環ポンプ出力 2.2kW	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		－	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		工事着手後約1週間		同左		同左		同左		－	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		工事完成後直ちに		同左		同左		同左		－	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左		断続24時間		連続24時間	
使用時において 当該特定施設から 排出される汚水等 の汚染状態の通常 の値及び最大の値 並びに当該汚水等 の通常量及び最大 の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（m ³ ／日）	14.4	14.4	0.4	0.8	同左	同左	3	4	12	12
	p H	4	4	同左				11	11	4	4
	B O D（mg／L）	5	10					30	60	5	10
	C O D（mg／L）	5	10					30	60	5	10
	S S（mg／L）	1	2					1	2	同左	
	T－N（mg／L）	2	2	210	250			70	150	2	2
	T－P（mg／L）	<1	<1	16	20			－	－	<1	<1
	ふっ素（mg／L）	－	－	同左				1,540	1,540	－	－
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（mg／L）	－	－	210	250	同左	同左	－	－		

- 備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。
2 特定施設から排出される汚水等は、公共下水道に排除される。

平成30年8月3日 岡山県公報 第12013号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分		変 更 前				変 更 後			
工 場 又 は 事 業 場 に お け る 施 設 番 号		フッ酸処理施設				同左			
種 類 及 び 型 式		攪拌式				同左			
構 造		鉄製ゴムライニング×2基				同左			
主 要 寸 法		φ2,600mm×H3,050mm＋φ3,000mm×H3,050mm				同左			
能 力		12m ³ /4時間＋15m ³ /4時間				同左			
処 理 の 方 法		凝集沈殿, 吸着				同左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－				同左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－				同左			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－				許可後直ちに			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続24時間				同左			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	117.8	146.7	117.8	146.7	119	149.1	119	149.1
	p H	4	4	5.8～8.6	5.8～8.6	同左			
	B O D (mg/L)	5	10	5	10				
	C O D (mg/L)	5	10	5	10				
	S S (mg/L)	1.0	3.0	<1.0	<1.0				
	油 分 (mg/L)	－	－	－	－				
	T－N (mg/L)	210	250	210	250				
	T－P (mg/L)	16	20	0.1	0.6				
	ふっ素 (mg/L)	1,540	1,540	6.4	7.8				
	アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	210	250	210	250				

備考 汚水等の処理施設で処理された汚水等は, 公共下水道に排除される。

平成30年8月3日 岡山県公報 第12013号

区 分		変 更 前				変 更 後			
工場又は事業場における施設番号		中和処理施設ラインミキサー				同左			
種 類 及 び 型 式		ラインミキサー				同左			
構 造		硬質塩ビ配管経路				同左			
主 要 寸 法		φ 65mm×320mm（攪拌部分）				同左			
能 力		30m ³ /時間				同左			
処 理 の 方 法		自動pH調整				同左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－				同左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－				同左			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－				許可後直ちに			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間				同左			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	513.7	574.4	513.7	574.4	508.7	572	508.7	572
	p H	3～5	3～5	6～8	6～8	同左			
	B O D (mg/L)	30	60	30	60				
	C O D (mg/L)	30	60	30	60				
	S S (mg/L)	1	3	1	3				
	油 分 (mg/L)	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0				
	T－N (mg/L)	130	230	130	230				
	T－P (mg/L)	2	5	2	5				
	ふっ素 (mg/L)	4.5	7.8	4.5	7.8				
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	105	185	105	185				

備考 汚水等の処理施設で処理された汚水等は、公共下水道に排除される。

平成30年8月3日 岡山県公報 第12013号

- (5) 排水口に関する事項
変更無し

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成30年8月3日から同月24日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び井原市役所

平成30年8月3日 岡山県公報 第12013号

◎岡山県告示第四百三十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成三十年八月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

地域生活支援センターネクスト津山

2 所在地

津山市津山口三〇八一五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

一般財団法人江原積善会

2 主たる事務所の所在地

津山市一方一四〇番地

三 指定年月日

平成三十年八月一日

四 事業所番号

三三一〇三〇〇八二一

五 サービスの種類

自立生活援助

平成30年8月3日 岡山県公報 第12013号

◎岡山県告示第四百三十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成三十年八月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

備前多聞荘訪問介護

2 所在地

岡山県備前市鶴海二四〇一番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人天摂会

2 所在地

岡山県岡山市東区瀬戸町瀬戸三六番地の一

三 指定年月日

平成三十年八月一日

四 介護保険事業所番号

三三七一一〇〇八四七

五 サービスの種類

訪問介護

◎岡山県告示第四百三十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成三十年八月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

Prince Court

2 所在地

岡山県笠岡市神島五六六番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人天神会

2 所在地

岡山県笠岡市神島三六二八番地一六

三 指定年月日

平成三十年八月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇五〇一〇〇三

五 サービスの種類

特定施設入居者生活介護

介護予防特定施設入居者生活介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ケアハウス ローズガーデン

2 所在地

岡山県赤磐市塩木一〇一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

平成30年8月3日 岡山県公報 第12013号

1	名称
	社会福祉法人江原恵明会
2	所在地
	岡山県津山市津山口三〇六番地
3	指定年月日
	平成三十年八月一日
4	介護保険事業所番号
	三三七二二〇一四六一
5	サービスの種類
	特定施設入居者生活介護
	介護予防特定施設入居者生活介護

平成30年8月3日 岡山県公報 第12013号

◎岡山県告示第四百三十七号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十三条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

平成三十年八月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 施設の名称及び開設場所

1 名称

杉生クリニック

2 開設場所

岡山県総社市三須一三四二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人革斉会

2 所在地

岡山県総社市三須一三四二

三 辞退年月日

平成三十年七月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三一〇八一〇四一五

五 サービスの種類

介護療養型医療施設

◎岡山県告示第四百三十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成三十年八月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

ザグザグ薬局町苅田店

赤磐市町苅田九四〇―一

平成三十年八月一日

すぎはら薬局高屋店

井原市高屋町四―二四―九

平成三十年八月一日

◎岡山県告示第四百三十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を平成三十年七月十七日次のとおり指定した。また、同項の指定を受けた次の医師について、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成三十年八月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定した医師			
指定医師名	診療科目	医療機関の名称	所在地
弓 狩 一 晃	ぼうこう・直腸	一般財団法人津山慈風会津山中央病院	津山市川崎一七五六
若 宮 俊 司	視覚	一般財団法人津山慈風会津山中央病院	津山市川崎一七五六
本 多 宣 裕	呼吸器	独立行政法人国立病院機構南岡山医療センタ	都窪郡早島町早島四〇六六
I			
石 川 恵 理	肢体不自由、心臓、呼吸器、小腸、免疫	医療法人東浩会石川病院	津山市川崎五五四一五
石 川 久	肢体不自由、心臓、呼吸器、小腸、免疫	医療法人東浩会石川病院	津山市川崎五五四一五
前 田 英 紀	肢体不自由、心臓、呼吸器、小腸、免疫	いんどりクリニック	赤磐市松木四八一ー一
二 指定を辞退した医師			
指定医師名	診療科目	医療機関の名称	所在地
竹 久 亨	聴覚、平衡、音声・言語・そしゃく	津山中央クリニック	津山市二階町六五
小 川 豊 可	肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸	小林医院	備前市鶴海一五七七ー一
山 成 脩 一	肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸	山成医院	井原市芳井町与井四四一七
松 田 穆	肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸	松田クリニック	玉野市和田三ー一ー二〇
住 居 広 士	肢体不自由	松田クリニック	玉野市和田三ー一ー二〇
池 宗 宏 典	肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器、小腸	奥玉クリニック	玉野市奥玉三丁目二一ー七

池 宗 芳 夫
古 城 昌 義

肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、奥玉クリニック
小腸
肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、特定医療法人天敬会井原中央病院

玉野市奥玉三丁目二一七
井原市井原町三二七三

小腸、肝臓

◎岡山県告示第四百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成三十年八月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除に係る保安林の所在場所

倉敷市鳥羽字金才一二四九の九、一二五〇の一六

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

指定理由の消滅

〔三七九〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

平成三十年八月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成三十年七月二十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人クローバー

三 代表者の氏名

川崎 英子

四 主たる事務所の所在地

浅口市寄島町五〇九七番地

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者、母子、父子、その他あらゆる人、場面に対して日常生活支援に関する事業を行い、取り残される人のない、住みよい地域づくりに寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類

〔三八〇〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成三十年八月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成三十年七月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

認定特定非営利活動法人ハーモニーネット未来

三 代表者の氏名

宇野 均恵

四 主たる事務所の所在地

笠岡市笠岡五九〇九番地

五 定款に記載された目的

この法人は、子どもやおとなに対して文化・芸術の鑑賞や創造活動の推進、また社会体験や社会参画の機会の拡充など、すべての人を取りまく生活・文化環境をよりよくする活動を行い、子どもの豊かな成長と安心して生活できる地域社会の創出に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類、社員の資格の得喪に関する事項、会議に関する事項及び解散に関する事項

〔三八一〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

平成三十年八月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成三十年七月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人笠岡ふるさと支援センター

三 代表者の氏名

牧野 真樹

四 主たる事務所の所在地

笠岡市北木島町三二八〇番地

五 定款に記載された目的

この法人は、笠岡諸島及び笠岡市に於いて援助が必要な高齢者や障害者に対し思いやりと忍耐を基本にすべての人々が健やかに暮らせる社会をめざし、福祉の充実と誰もが住みやすいまちづくりに寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類

〔三八二〕岡山県医療審議会から次のとおり答申があった。

平成三十年八月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 諮問年月日

平成三十年五月三十一日

二 答申を受けた年月日

平成三十年七月六日

三 諮問及び答申の事項

医療法人の設立及び解散の認可について

四 その他

諮問及び答申の内容を記載した書類については、岡山県庁県政情報室、岡山県備前
県民局及び岡山県備前県民局において閲覧することができる。

（三三八三）家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により、農林水産大臣から同法第四条第一項本文の種畜証明書を次のとおり交付した旨の通報を受けた。

平成三十年八月三日

岡山県知事 伊原木 隆 大

種畜証明書 番 号	名 前	品 種	生年月日	産 地	血 統		等級	飼養者の所在地及び名称
					父	母		
11016533094	新初英	黒毛和種	H17. 7. 7	岡山県真庭郡 新庄村	沢茂勝	しんはつひめ	1級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ ー畜産研究所
11248130429	義勝成	黒毛和種	H21. 7. 25	岡山県井原市	花茂勝2	第10はせがわ1	1級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ ー畜産研究所
11251823554	藤沢茂	黒毛和種	H22. 10. 8	岡山県真庭市	沢茂勝	まさみ5	1級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ ー畜産研究所
11338954799	黒金糸藤	黒毛和種	H23. 3. 29	岡山県久米郡 美咲町	糸藤（岡山）	としはつはな5	1級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ ー畜産研究所
11015115031	新高水	黒毛和種	H23. 3. 21	岡山県津山市	新糸藤	たかみず81	1級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ ー畜産研究所
11345946688	新岡光81	黒毛和種	H24. 8. 8	岡山県新見市	茂洋	たかみず81	1級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ ー畜産研究所
11405010434	新百合	黒毛和種	H25. 5. 15	岡山県真庭郡 新庄村	百合茂	しんはるいづみ	1級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ

								一畜産研究所
11335824569	美恵茂	黒毛和種	H25. 10. 3	岡山県津山市	茂洋	45たま8の11	1級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ 一畜産研究所
11374873498	百合高	黒毛和種	H26. 11. 8	岡山県津山市	百合茂	たかみず80の3	1級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ 一畜産研究所
11374873450	晴乃国	黒毛和種	H27. 4. 15	岡山県津山市	第1花国	たかみず81の1	1級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ 一畜産研究所
10861779329	葵花国2	黒毛和種	H27. 3. 4	岡山県新見市	第1花国	てっこう1643	1級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ 一畜産研究所
11473057690	秋藤花国	黒毛和種	H27. 8. 2	岡山県久米郡 美咲町	第1花国	第11あきふじ	1級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ 一畜産研究所
11487783165	高美須	黒毛和種	H27. 9. 3	岡山県美作市	北盛栄	たかみず81の1	1級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ 一畜産研究所
11510141870	新初義	黒毛和種	H28. 4. 7	岡山県加賀郡 吉備中央町	新初英	みよし99	2級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ 一畜産研究所
11527058208	藤沢花茂	黒毛和種	H28. 6. 15	岡山県久米郡 美咲町	藤沢茂	てった2096	1級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ 一畜産研究所
11527058383	義勝珠	黒毛和種	H28. 10. 12	岡山県久米郡 美咲町	義勝成	第45たま8の9	1級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ 一畜産研究所

11517693341	利花国	黒毛和種	H29. 4. 1	岡山県勝田郡 奈義町	第1花国	としつばめ	2級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ ー畜産研究所
11378071029	藤初花	黒毛和種	H29. 6. 25	岡山県久米郡 美咲町	藤沢茂	ひろはつはな	2級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ ー畜産研究所
31833010001	ゼンノー デー ヒガシ17 2 02136	デュロック 種	H29. 9. 6	岩手県岩手郡 雫石町	ゼンノー デー ヒガシ 16 2 02475	ゼンノー デー ヒガシ 16 1 02643	2級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ ー畜産研究所
31833010002	ゼンノー デー ヒガシ17 3 02129	デュロック 種	H29. 9. 6	岩手県岩手郡 雫石町	ゼンノー デー ヒガシ 16 6 02467	ゼンノー デー ヒガシ 15 3 01740	2級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ ー畜産研究所
31733010002	ゼンノー デー ヒガシ16 5 03646	デュロック 種	H28. 9. 28	岩手県岩手郡 雫石町	ゼンノー 28948 ゼンノーカミシホロ 1 05676	ゼンノー デー ヒガシ 14 1 01064	2級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ ー畜産研究所
31733010001	ゼンノー デー ヒガシ16 2 03584	デュロック 種	H28. 9. 20	岩手県岩手郡 雫石町	ゼンノー デー ヒガシ 15 5 03475	ゼンノー デー ヒガシ 15 2 00211	2級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ ー畜産研究所
31633010003	アンバサダー コロニーブレ ス オカヤヤ 10 047 0	バークシヤ 種	H27. 2. 2	岡山県久米郡 美咲町	アンバサダー モアホル ム オカヤヤ 1ー22 8	コロニーブレス シヤー ストン オカヤヤ 10 ー424	2級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ ー畜産研究所
31633010004	ゴールド サクラ オカヤヤ 4 0254	バークシヤ 種	H27. 9. 21	岡山県久米郡 美咲町	ゴールド ミナヨシ ジ トピックス 5 3 700	サクラ タテヤヤ オカ ヤヤ 9 0563	2級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ ー畜産研究所
31633010005	モアホルム タテヤヤ オカ ヤヤ 8 0264	バークシヤ 種	H27. 9. 27	岡山県久米郡 美咲町	モアホルム コロニーブ レス オカヤヤ 8 0 024	モアホルム タテヤヤ オカヤヤ 3ー323	2級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ ー畜産研究所

31633040002	キャンゾデーン ハイランド オカヤ 1 0207	バークシヤ 一種	H27. 8. 19	岡山県久米郡 美咲町	キャンゾデーン モアホ ルド オカヤ 10 0450	ハイランド キャンゾデ ーン オカヤ 70 215	2級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ ー畜産研究所
31633040001	ゴールド コロニーズ オカヤ 5 0056	バークシヤ 一種	H28. 4. 25	岡山県久米郡 美咲町	ゴールド ミナヨシ ジ トビックス 53 700	コロニーズ サクラ オカヤ 4017 5	2級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ ー畜産研究所
31733010003	ナマジヤラ タデヤ オカ ヤ 4 0067	バークシヤ 一種	H28. 5. 16	岡山県久米郡 美咲町	ナマジヤラ スター オ カヤ 20075	タデヤ ジョーア オ カヤ 30419	2級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ ー畜産研究所
31733010004	ゴールド アンバサダー オ カヤ 2 0173	バークシヤ 一種	H28. 7. 24	岡山県久米郡 美咲町	ゴールド キャンゾデ ン オカヤ 404 20	アンバサダー ジョーア オカヤ 6040 9	2級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ ー畜産研究所
31733010007	イズミ アンバサダー シヤ ザキ 9 017ー02	バークシヤ 一種	H28. 9. 29	宮城県白石市	イズミ スモール シヤ ザキ 3ー3	アンバサダー ケルテ シヤザキ 4ー3	2級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ ー畜産研究所
31733010006	キャンゾデーン モアホルム オカヤ 8 0339	バークシヤ 一種	H28. 11. 17	岡山県久米郡 美咲町	キャンゾデーン スター オカヤ 8034 1	モアホルム サクラ オ カヤ 80271	2級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ ー畜産研究所
31733030006	モアホルム サクラ オカヤ 4 0469	バークシヤ 一種	H29. 2. 10	岡山県久米郡 美咲町	モアホルム サクラ オ カヤ 20334	サクラ モアホルム オ カヤ 60360	2級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ ー畜産研究所
31733030008	キャンゾデーン ゴールド オカヤ 1 0044	バークシヤ 一種	H29. 4. 24	岡山県久米郡 美咲町	キャンゾデーン ハイラ ンド オカヤ 10 207	ゴールド コロニーズ オカヤ 500 50	2級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ ー畜産研究所
31733030007	ナマジヤラ エクセルーサ BB 1 0013	バークシヤ 一種	H29. 4. 22	長野県埴科郡 坂城町	ナマジヤラ 13	エクセルーサ 351	2級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ ー畜産研究所
31833010003	ゴールド キャンゾデーン	バークシヤ	H29. 8. 12	岡山県久米郡	ゴールド サクラ フジ	キャンゾデーン ギルハ	2級	久米郡美咲町北2272

	オカヤマ 7 0 2 0 1	一種		美咲町	トピックス 1 3 6 6 4	ウス オカヤマ 4 0 5 0 8		岡山県農林水産総合センタ ー畜産研究所
31833010004	モアホルム ゴールド オカ ヤマ 2 0 2 7 6	バークシヤ 一種	H29. 9. 24	岡山県久米郡 美咲町	モアホルム サクラ オ カヤマ 2 0 3 3 4	ゴールド コロニーブレ ス オカヤマ 5 0 0 5 0	2級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ ー畜産研究所
11380853620	己千乃 2 8 0 4	黒毛和種	H28. 2. 24	鳥取県東伯郡 琴浦町	琴照重	ふじはるやす 3	1級	加賀郡吉備中央町吉川2094 番地の20 株式会社イサミ吉備高原牧 場
10864542579	勇糸松	黒毛和種	H29. 1. 30	岡山県加賀郡 吉備中央町	糸松茂	はたかづ	2級	加賀郡吉備中央町吉川2094 番地の20 株式会社イサミ吉備高原牧 場
21733010008	アラマサスターリン	サラブレッ ド種	H21. 5. 22	北海道新冠郡 新冠町	スターリングローズ	ゴーンズペクター	2級	岡山市北区新庄下1125 石井健太郎

〔三八四〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成三十年八月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 借入件名及び数量

岡山県警察緊急配備等捜査支援システム路上装置の借入れ 一式

(2) 借入物件の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 借入期間

平成31年2月1日から平成34年1月31日まで

(4) 借入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、全ての借入物件の本体価格のほか、輸送費及び仕様書に記載する作業等に要する一切の諸経費を含めた額とし、1月当たりの単価（本件借入に係る物件を3年間借り受けるものとして算定したリース料総額の36分の1に相当する額）を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成30年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年岡山県告示第43号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。

以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

第12013号 岡山県公報 平成30年8月3日

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話（086）226－7538

(2) 申請書の提出期限

平成30年9月7日（金） 午後4時

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700－8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話（086）234－0110 内線2216

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成30年8月3日（金）から同年9月7日（金）まで（岡山県の休日を定める

条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ110グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の受領期限

平成30年9月12日（水） 午後4時

(4) 開札の日時及び場所

平成30年9月13日（木） 午前10時50分

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課分室（岡山県庁地下1階）

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとともに、入札説明書に示す書類を作成し、平成30年9月7日（金）午後4時までに、入札説明書で示す場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められ場合には、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否
要

(7) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Name and quantity of the products to be leased :

The Terminal equipment for Emergency Deployment Support System 1 set

(2) Lease period :

From 1 February, 2019 through 31 January, 2022

(3) Delivery place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

4:00 P.M. 12 September, 2018

(5) Contact point for the notice :

Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,

Japan

Telephone : 086-234-0110, Ext. 2216

◎岡山県公安委員会告示第百十八号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成三十年八月三日

岡山県公安委員会

一 検定に係る警備業務の種別等

警備業務の種別及び級	試験	実施期日	時間	場所
	区分			
貴重品運搬 警備業務 （一級）	学科試験	平成三十年十月九日（金曜日）	午前九時から午前十一時まで	岡山市中区小橋町一―一二五 岡山県警察本部小橋町庁舎
	実技試験	平成三十年十月一日（土曜日）	午前十時から午後五時まで	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター

二 検定対象者

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの

1 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号）第四条に規定する二級の検定（貴重品運搬警備業務に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が一年以上であるもの

2 都道府県公安委員会が1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

三 検定申請手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による検定申請書 一通
- (2) 写真 二枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏

名及び撮影年月日を記入したもの）

(3) その他

ア 二1に該当する者

合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面 各一通

イ 二2に該当する者

都道府県公安委員会が二1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有する者と認める書面の写し 一通

ウ 県内に住所を有する者

住所地在県内にあることを疎明する書類 一通

エ 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

従事する警備業者の営業所が県内にあることを疎明する書類 一通

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。

3 提出期間

平成三十年九月二十五日（火曜日）から同月二十八日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 検定手数料

一万六千円

（注） 岡山県収入証紙により、検定申請時に納付すること。

なお、検定手数料は、納付後は返還しない。

五 受検定員

三十人。ただし、申請順に受け付け、受検定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 受検票の交付

検定申請者に対して、検定申請書を提出した警察署において交付する。

七 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話（〇八六）二三四―〇一一〇 内線三〇三四

2 県内の各警察署の生活安全課

八 その他

1 学科試験については、検定当日の午前八時三十分から受付を開始するので、検定申請者は、午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。

2 学科試験の受検に際しては、筆記用具を持参すること。

3 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検について別途指示し、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。

◎岡山県公安委員会告示第百十九号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成三十年八月三日

岡山県公安委員会

一 検定に係る警備業務の種別等

警備業務の種別及び級	試験	実施期日	時 間	場 所
	区分			
貴重品運搬 警備業務 (二級)	学科試験	平成三十年十月九日（金曜日）	午前九時から午前十一時まで	岡山市中区小橋町一―一二五 岡山県警察本部小橋町庁舎
	実技試験	平成三十年十月二十二日（土曜日）	午前十時から午後五時まで	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター

二 検定対象者

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

三 検定申請手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による検定申請書 一通
- (2) 写真 二枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(3) その他

ア 県内に住所を有する者

住所地が県内にあることを疎明する書類 一通

イ 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

従事する警備業者の営業所が県内にあることを疎明する書類 一通

2 提出先

- (1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。

3 提出期間

平成三十年九月二十五日（火曜日）から同月二十八日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 検定手数料

一万六千円

（注） 岡山県収入証紙により、検定申請時に納付すること。

なお、検定手数料は、納付後は返還しない。

五 受検定員

三十人。ただし、申請順に受け付け、受検定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 受検票の交付

検定申請者に対して、検定申請書を提出した警察署において交付する。

七 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話（〇八六）二三四―〇一一〇 内線三〇三四

2 県内の各警察署の生活安全課

八 その他

1 学科試験については、検定当日の午前八時三十分から受付を開始するので、検定申請者は、午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。

2 学科試験の受検に際しては、筆記用具を持参すること。

3 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検について別途指示し、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。

◎岡山県公安委員会告示第百二十号

警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）附則第五条の規定により、同法による改正前の警備業法（昭和四十七年法律第十七号）第十一条の二に規定する検定に合格した者に対する審査（学科試験及び実技試験を実施する者に限る。）を次のとおり実施する。

平成三十年八月三日

岡山県公安委員会

一 審査の区分等

審査の区分	期 日	時 間	場 所
空港保安警備業務（一級・二級） 施設警備業務（一級・二級） 交通誘導警備業務（一級・二級） 貴重品運搬警備業務（一級・二級）	平成三十年十月二十四日（水曜日）	午前九時から午後零時まで	岡山市中区小橋町一―一―二五 岡山県警察本部小橋町庁舎

二 審査対象者

次の表の上欄に掲げる審査の区分に応じ、同表の下欄に掲げる対象者とする。ただし、次の者を除く。

- 1 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）の施行の際現に検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧規則」という。）第一条に規定する警備業務（受けようとする審査の区分に係るものに限る。）に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して一年以上である者

- 2 検定規則の施行の際現に旧規則第一条に規定する警備業務（受けようとする審査

の区分に係るものに限る。）に係る指定講習（旧規則第十二条第一項に規定する指定講習をいう。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して一年以上である者

審査の区分		対象者	
空港保安警備業務	一級	旧規則第一条に規定する空港保安警備業務に係る一級の検定に合格した者	
	二級	旧規則第一条に規定する空港保安警備業務に係る一級又は二級の検定に合格した者	
施設警備業務	一級	旧規則第一条に規定する常駐警備業務に係る一級の検定に合格した者	
	二級	旧規則第一条に規定する常駐警備業務に係る一級又は二級の検定に合格した者	
交通誘導警備業務	一級	旧規則第一条に規定する交通誘導警備業務に係る一級の検定に合格した者	
	二級	旧規則第一条に規定する交通誘導警備業務に係る一級又は二級の検定に合格した者	
貴重品運搬警備業務	一級	旧規則第一条に規定する貴重品運搬警備業務に係る一級の検定に合格した者	
	二級	旧規則第一条に規定する貴重品運搬警備業務に係る一級又は二級の検定に合格した者	

三 審査申請手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による審査申請書 一通
- (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
- (3) 旧検定合格証の写し等

ア 岡山県公安委員会が発行した旧規則第一条に規定する警備業務に係る検定の合格証（以下「旧検定合格証」という。）を保有している者
受けようとする審査の区分に係る旧検定合格証の写し 一通

イ 岡山県公安委員会以外の都道府県公安委員会が発行した旧検定合格証を保有している者で、住所及び従事する警備業者の営業所が岡山県内にあるもの

(ア) 受けようとする審査の区分に係る旧検定合格証の写し 一通

(イ) 住所が岡山県内にあること又は従事する警備業者の営業所が岡山県内にあることを疎明する書類 一通

ウ 岡山県公安委員会以外の都道府県公安委員会が発行した旧検定合格証を保有している者で、住所が岡山県内にあるもの

(ア) 受けようとする審査の区分に係る旧検定合格証の写し 一通

(イ) 住所が岡山県内にあることを疎明する書類 一通

エ 岡山県公安委員会以外の都道府県公安委員会が発行した旧検定合格証を保有している者で、従事する警備業者の営業所が岡山県内にあるもの

(ア) 受けようとする審査の区分に係る旧検定合格証の写し 一通

(イ) 従事する警備業者の営業所が岡山県内にあることを疎明する書類 一通

2 提出先

(1) 岡山県内に住所を有する者

住所を管轄する警察署の生活安全課

(2) 岡山県外に住所を有する者

岡山県内の各警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。

3 提出期間

平成三十年九月十日（月曜日）から同月十四日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

4 審査手数料

四千七百円

（注） 岡山県収入証紙により、審査申請時に納付すること。

なお、審査手数料は、納付後は返還しない。

四 審査定員

合わせて三十人（同時に二以上の審査を受けることはできない。）とする。ただし、申請順に受け付け、審査定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

五 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話（〇八六）二三四一〇一一 内線三〇三四

2 岡山県内の各警察署の生活安全課

六 その他

1 審査に際しては、筆記用具及び旧検定合格証を持参すること。

2 審査は、学科試験及び実技試験とし、学科試験が合格基準に至らなかった者に対しては、実技試験を行わない。

◎岡山県公安委員会告示第二百一十一号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第九条の十四第一項の規定により、次のとおり年少射撃資格講習会を開催する。

平成三十年八月三日

岡山県公安委員会

一 開催の日時及び場所

日	時	場 所
平成三十年十月十日（水）	午前十時	岡山市北区内山下二―四―六 岡山県警察本部警務部会計課分室（岡山 県庁地下一階）
平成三十年十一月六日（火）	午前十時	
平成三十年十二月五日（水）	午前十時	

二 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
- (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、提出前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

2 提出先

住所地进行管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習会の開催日の七日前

三 受講手数料

九千七百円

(注) 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

四 その他

1 代理受講は、認めない。

2 講習修了証明書は、講習会の当日に交付することとする。ただし、受講者が多数であること又は他の理由により当日交付することができないときは、後日交付することとする。

◎岡山県公安委員会告示第百二十二号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三第一項の規定により、次のとおり猟銃等講習会を開催する。

平成三十年八月三日

岡山県公安委員会

一 講習の日時及び場所

講習課程	開催年月日	開催時刻	開催場所
初心者講習課程	平成三十年十一月十三日	午前十時	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター
経験者（更新）講習課程	平成三十年十月三日	午後一時	津山市林田七七 津山警察署
	平成三十年十月十五日	午後一時	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター
	平成三十年十月二十四日	午後一時	高梁市段町一〇一七―一 高梁警察署
	平成三十年十一月一日	午後一時	倉敷市有城一二六五 くらしき山陽ハイツ
	平成三十年十一月二十一日	午後一時	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター
	平成三十年十二月二日	午後一時	倉敷市有城一二六五 くらしき山陽ハイツ
	平成三十年十二月十二日	午後一時	津山市林田七七 津山警察署
	平成三十年十二月十九日	午後一時	高梁市段町一〇一七―一 高梁警察署

二 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
- (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、提出前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に

氏名及び撮影年月日を記入したもの）

2 提出先

住所地在管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習会の開催日の七日前（その日が岡山県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日）

三 受講手数料

初心者講習課程

六千八百円

経験者（更新）講習課程

三千円

（注） 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

四 その他

1 代理受講は、認めない。

2 講習修了証明書は、講習当日に交付することとする。ただし、受講者が多数であること又は他の理由により当日交付することができないときは、後日交付することとする。